

離島へき地における遠隔医療の現状と展望

Current situation and perspectives on telemedicine system in a remote island and rural areas

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科地域医療学分野教授 大脇 哲洋 *Tetsuhiro Owaki*
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科地域医療学分野准教授 根路銘安仁 *Yasuhito Nerome*
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科地域医療学分野特任助教 網谷真理恵 *Marie Amitani*
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科国際離島医療学分野教授 嶽崎 俊郎 *Toshiro Takezaki*

Key words

遠隔医療, 遠隔診療, 在宅医療, 呼吸器疾患

Summary

遠隔医療(遠隔診療)を保険制度上の「診療」と捉える方向に進んでおり、診療、診断、加療への応用が行われている。また、情報通信技術の進歩は想像以上に早く、

スマートフォンによるテレビ電話機能はその端末の普及の広がりに合わせて安価な遠隔医療の発達を促し、これから広がる在宅医療への応用は加速度的に進むであろう。

I 遠隔医療を取り巻く現状

平成9年12月24日に「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」として、厚生省健康政策局長より、全国の知事に対して下記の通達がなされた¹⁾。

「医師法第20条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学からみて、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。したがって、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行う

ことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない」

さらに、平成27年8月10日には上記の内容を明確化する形で再通知された²⁾。その際に明確化されたのは、平成9年の時点で「遠隔診療」の適応範囲を「離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり…」としていたところを、これはあくまで例示であるとし、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこととされており、直接の対面診療を行った上で、遠隔診療を行わなければならないものではないこ

と」とした点である。

このことは遠隔診療について踏み込んだ判断を示したわけで、「診療は、医師または歯科医師と患者が直接対面して行われる」ことが必須ではないことを示した。

この「遠隔診療」を含む「遠隔医療」には大きく4つの要素がある。

- ①遠隔診断・読影
- ②遠隔診療(①などを踏まえて、患者と接触する)
- ③遠隔会議(研修会、カンファレンス、学会などへの参加)
- ④遠隔手術(遠隔地からのロボット手術操作など)

一方、遠隔医療の形態としては、